

大紀町の製造業者

県が許可取り消し

産廃処分、収集運搬業

県は二十六日、廃棄物処理法に違反したとして、大紀町阿曾のプラスチック製容器の製造業「大宮容器」（村田文代表取締役）の産廃廃棄物処分業と収集運搬業の許可を取り消したと発表した。

県によると、同社の従業員が先月八日、会社の敷地内で、物が燃えた際に発生するすすなどの微細な物質「ばいじん」をドラム缶の中で焼却していた。県の抜き打ちの立ち入り検査で発覚した。